

令和3年度一般会計決算 入湯税の使途状況

入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税です。

地方税法第701条の規定により、環境衛生施設の整備・鉱泉源の保護管理施設の整備・消防施設その他消防活動に必要な施設の整備・観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てられます。

令和3年度大玉村一般会計決算における入湯税の使途状況については、以下のとおりです。

入湯税 10,469千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国	県	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設整備事業	63,503	2,729	1,319				59,455
消防施設等整備事業	7,245					7,245	
観光施設整備事業	6,688				1,450		5,238
観光振興事業	12,389		5,130			3,224	4,035
合計	89,825	2,729	6,449		1,450	10,469	68,728